

都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出について ～都市再生特別措置法に基づく届出の手引き②～

都市再生特別措置法の一部を改正する法律が平成30年7月15日に施行されたことにより、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の状況を市が把握できるよう、届出制度が定められました。

法第108条の2第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合には、行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要となります。

<届出制度の内容>

対象となる区域	都市機能誘導区域内
対象となる施設	誘導施設
届出の期日	行為に着手する日の30日前まで
対象となる行為	佐倉市立地適正化計画に掲げる誘導施設を、休止し、又は廃止しようとする場合。
提出書類	届出に際しては、以下の書類・図面を2部(1部は返却用)、提出する必要があります。 ・届出書(様式第21) ・添付図書 ①位置図(縮尺1/2,500以上) ②その他参考となるべき事項を記載した図面 ③委任状(代理人に委任する場合)